# 第63期 定時株主総会招集ご通知

#### 日 時

2022年6月23日(木曜日)午前10時

#### 場所

東京都町田市原町田三丁目2番9号 レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

#### 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

4名選任の件

#### 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場を お控えいただき、書面またはインターネットにより議決権行使をお 願い申し上げます。

また、株主様との株主懇親会および株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株式会社 アバールデータ 証券コード 6918

株 主 各 位

東京都町田市旭町一丁目25番10号

# 株式会社アバールデータ

代表取締役社長 菊 地 豊

# 第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月22日(水曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日 (木曜日) 午前10時

レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第63期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以上

1. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(https://www.avaldata.co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、 株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用など の感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場におい て、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますので、ご協力賜りますよう お願い申し上げます。

#### 【議決権の行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日) 午後5時45分までに到着するようご返送ください。

議案に対する賛否の表示がない時は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年6月22日(水曜日)午後5時45分までに行使してください。

#### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承い ただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www. web54. net

- 2. 議決権行使の方法について
  - (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に 従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 3. 議決権行使のお取扱いについて
  - (1) 議決権の行使期限は、2022年6月22日(水曜日)午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議 決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
  - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための 重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
  - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワード の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
  - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、 下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
  - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わ せください。
  - ② 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様) 三井住友信託銀行 証券代行部 [電話] 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも配慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき46円(前期に比べ通期で7円増配)といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額 当社普通株式1株につき金46円 総額282,901,610円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款 第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
	文文术
(株主総会参考書類等のインターネット	
<u>開示とみなし提供)</u>	
第18条 当会社は、株主総会の招集に	(削 除)
際し、株主総会参考書類、事業報告、計	
算書類および連結計算書類に記載または	
表示をすべき事項に係る情報を、法務省	
令に定めるところに従いインターネット	
を利用する方法で開示することにより、	
株主に対して提供したものとみなすこと	
<u>ができる。</u>	
	(電子提供措置等)
(新 設)	第18条 当会社は、株主総会の招集に
	際し、株主総会参考書類等の内容である
	情報について、電子提供措置をとるもの
	<u>とする。</u>
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項
	のうち法務省令で定めるものの全部また
	は一部について、議決権の基準日までに
	書面交付請求した株主に対して交付する
	書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
附則	附則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過
	措置)
(新 設)	第2条 定款第18条の変更は、会社法
	の一部を改正する法律(令和元年法律第
	70号)   附則第1条ただし書きに規定す
	る改正規定の施行の日である2022年9
	<u>月1日(以下「施行日」という)から効</u>
	力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日か 3.6 か見いまの日本#予修会の日本書
	ら6か月以内の日を株主総会の日とする
	株主総会については、定款第18条(株
	主総会参考書類等のインターネット開示
	<u>とみなし提供)は、なお効力を有する。</u>   3. 本条は、施行日から6か月を経過し
	<u>3. 本来は、爬打日からもか月を程過し</u>     た日または前項の株主総会の日から3か
	<u>た日または前頃の林王総云の日から3か</u>     月を経過した日のいずれか遅い日後にこ
	<u>力を限過した日のいずれが延い日後にと</u>     れを削除する。
	110円11円11円11円11円11円11円11円11円11円11円11円11円

#### 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。また監査等委員会における検討の結果、異議はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
1	菊 地 豐 (1960年7月30日生)	1983年 3月 当社入社 1999年 3月 当社技術部第一グループマネジャー 2003年 4月 当社製造技術部ゼネラルマネジャー 2005年 4月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2007年 6月 当社常務取締役製造部ゼネラルマネジャー 2013年 6月 当社常務取締役生産管理部ゼネラルマネジャー 2015年 7月 当社常務取締役生産統括担当 2016年 4月 当社常務取締役生産統括担当 2017年 7月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本部長、財務担当 2017年 7月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本部長、財務担当、生産管理部ゼネラルマネジャー 2019年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	43,400株
1	【取締役候補者とした	"埋田】	

代表取締役社長に就任以降、当社の経営方針および事業戦略の策定とその実現に向けて強いリ ーダーシップを発揮し、当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な 成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監 督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。

1984年 3 月 株式会社トーヨーデータ入社 1999年 3 月 当社技術部ソフトグループマネジャー 2003年 4 月 当社以フトウェア開発部ゼネラルマネジャー 2005年 6 月 当社取締役技術部ゼネラルマネジャー 2009年 7 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2011年 4 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2011年 6 月 当社常務取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2013年 6 月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 当社代表取締役営業部ゼネラルマネジャー (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 取締役	候補者番 号	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
	2	1999年 3月 当社技術部ソフトグループマネジャー 2003年 4月 当社ソフトウェア開発部ゼネラルマネジャー 2005年 6月 当社取締役ソフトウェア開発部ゼネラルマネジャー 2009年 7月 当社取締役技術部ゼネラルマネジャー 2011年 4月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2011年 6月 当社常務取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2013年 6月 当社代表取締役社長 2019年 6月 当社代表取締役営業部ゼネラルマネジャー (現在に至る) (重要な兼職の状況)	43,200株

#### 【取締役候補者とした理由】

当社において、経営方針および事業戦略の策定とその実現に向けて強いリーダーシップを発揮するとともに、現在は営業部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。

e e						
候補者 番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数			
3	岩 本 道 樹 (1974年5月3日生)	1996年 4月 当社入社 2011年 4月 当社第一開発部 2 グループマネジャー 2013年 7月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 2017年 4月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 第二開発部ゼネラルマネジャー 2017年 6 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 第二開発部ゼネラルマネジャー (現在に至る)	7,521株			
	社の成長に重要な役割の向上に向けて、当	して当社コア技術の確立と製品開発に携わり、開発部門の 割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期 社における製品開発戦略の立案と実行を行うとともに、当初 務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、	明的な企業価値 土における重要			
	くま ざわ よう いち 熊 澤 陽 一 (1965年2月22日生)	1990年 2月 当社入社 2007年 4月 当社営業部1グループマネジャー 2015年 7月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2017年 7月 当社管理本部経営戦略室室長 2020年 6月 当社取締役管理本部経営戦略室室長 (現在に至る)	5,300株			
4	【取締役候補者とした理由】 当社において、営業部門および生産管理部門全般に関わる豊富な実務経験を有するとともに、 管理本部経営戦略室室長として当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持 続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における経営戦略の立案と実行を行う とともに、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことがで きると判断し、引き続き取締役候補者としました。					

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

# (ご参考)

# 本定時株主総会終了後の取締役会スキル・マトリックス

<b>工</b> 夕	地位・担当等			期	待する分	野		
氏名	(予定)	経営	開発	生産	営業	会計	法務	国際性
<sup>きく 5</sup> ゆたか 菊地 豊	代表取締役社長	0		0		0		
ひろみつ いさお 広光 勲	代表取締役営業部 ゼネラルマネジャー	0	0		0			
いわもと なお き 岩本 直樹	取締役第二開発部 ゼネラルマネジャー		0		0			
くまざわ よういち 熊澤 陽一	取締役管理本部 経営戦略室室長			0	0			
saton ただひこ 大塚 忠彦	取締役 常勤監査等委員			0		0		
sa こ たけのり 金子 健紀	取締役監査等委員 (社外・独立)					0		
はしづめのりまた。	取締役監査等委員 (社外・独立)	0				0		0
いしづか よう こ 石塚 陽子	取締役監査等委員 (社外・独立)						0	0

以上

### (添付書類)

# 事 業 報 告

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

#### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活全般への影響と半導体をはじめとする部材の供給不足により、先行きが見通しにくい状況が続いております。

当社に関連深い半導体製造装置市場は、世界的な半導体需要の高まりを背景に 大手半導体メーカーの設備投資が継続し、順調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社は、新型コロナウイルス感染防止対策と部材の供給不足による影響を最小限に止め、顧客満足度の更なる向上のために、市場ニーズを先取りした新製品の投入と安定生産に向けた取り組みを強化することにより、お客様の装置の競争力向上に取り組みました。

この結果、当事業年度における売上高は9,795百万円(前事業年度比14.7%増)、営業利益は1,926百万円(前事業年度比9.5%増)、経常利益は2,017百万円(前事業年度比9.9%増)、当期純利益は1,492百万円(前事業年度比9.9%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の売上高は115百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ7百万円減少しております。

当社は、事業内容を2つの報告セグメントに分けております。当事業年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

#### ① 受託製品

当該セグメントは、半導体製造装置関連、産業用制御機器および計測機器の開発・製造・販売を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、半導体製造装置関連におきましては、大手半導体メーカーの設備投資が順調に推移しており、産業用制御機器および計測機器に落ち込みが見られますものの、受託製品全般において順調に推移いたしました。

この結果、売上高は6,366百万円(前事業年度比32.8%増)、セグメント利益(営業利益)は1,145百万円(前事業年度比39.0%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高は28百万円減少し、セグメント営業利益は7百万円減少しております。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

#### イ) 半導体製造装置関連

当該品目は、半導体製造装置の制御部を提供しております。ロジック・ファウンドリ向け半導体への設備投資およびメモリー需要などが堅調だったことにより、売上高は順調に推移しております。

この結果、売上高は5,452百万円(前事業年度比43.4%増)となりました。

#### 口) 産業用制御機器

当該品目は、各種の産業用装置、社会インフラ関連の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。社会インフラ関連は堅調に推移しておりますが、各種産業用装置の一部顧客に落ち込みが見られました。

この結果、売上高は626百万円(前事業年度比8.0%減)となりました。

#### ハ) 計測機器

当該品目は、各種計測機器のコントローラ、通信機器の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しており、従来顧客の受注が一巡しております。

この結果、売上高は287百万円(前事業年度比7.6%減)となりました。

#### ② 自社製品

当該セグメントは、組込みモジュール、画像処理モジュールおよび計測通信機器の開発・製造・販売と、自社製品関連商品の販売を行っております。全般的な産業用装置における設備投資は、堅調に推移いたしましたが、一部の主要部品の調達に影響が発生しました。

この結果、売上高は3,429百万円(前事業年度比8.4%減)、セグメント利益 (営業利益)は1,306百万円(前事業年度比9.9%減)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高は86百万円減少し、セグメント営業利益は0百万円増加しております。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

#### イ) 組込みモジュール

当該品目は、半導体製造装置、医療機器関連、FA全般、電力・通信関連向けに提供しております。医療機器関連および電力・通信機器関連向けの受注が堅調に推移しておりますが、一部顧客の需要が落ち込んでおります。

この結果、売上高は375百万円(前事業年度比9.4%減)となりました。

#### 口) 画像処理モジュール

当該品目は、FA全般、各種検査装置、液晶関連機器に提供しております。 各種検査装置においては積極的な新製品開発の推進に加え、検査工程の自動 化ニーズの高まりから高水準で推移しておりますが、一部の製品において部 材の調達の影響が発生しております。

この結果、売上高は1,712百万円(前事業年度比18.4%増)となりました。 ハ)計測通信機器

当該品目は、超高速シリアル通信モジュール「GiGA CHANNEL」シリーズを提供しております。「GiGA CHANNEL」シリーズ関連の検査装置向けの受注は、堅調に推移しておりますが一部顧客に落ち込みが見られました。

この結果、売上高は1.287百万円(前事業年度比25.5%減)となりました。

#### 二)自社製品関連商品

当該品目は、自社製品の販売促進とシステム販売による高付加価値化を図るため、ソフトウェアおよび付属の周辺機器を提供しております。自社製品関連商品は、自社製品全般同様堅調に推移しております。

この結果、売上高は54百万円(前事業年度比65.1%減)となりました。

なお、前事業年度比の減少は、他の品目と比べ、収益認識会計基準等の適用による影響を比較的多く受けたことによる減少となります。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度は、長期的に成長が期待できる分野への展開並びに製品の信頼性向上を目的とした設備を中心に設備投資を継続的に実施しております。また、省エネルギー並びに環境対応等を目的とした設備投資を実施しております。この結果、総額 85百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳は、建物関係 14百万円、機械及び装置 41百万円、工具・器具及び備品 10百万円、ソフトウェア 19百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

成長事業の確立はもとより、スリムな企業体質および生産性拡大を行い、経営 資源を有効活用し収益拡大を行い、更なる株主還元の充実を検討してまいります。 当社が対処すべき課題としましては、以下を考えております。

#### ① 市場(顧客)の多角化

当社の主要顧客は、半導体製造装置、産業用装置、インフラ関連、医療機器 関連、FA全般および検査装置等に及んでおりますが、既存顧客の拡大に注力す るとともに、特に医療、薬剤、食品および社会インフラ関連における新規顧客 の開拓を推進し、半導体製造装置業界を始めとする急激な需要変動を回避し、 更なる成長路線の確立に努めてまいります。

#### ② 製品開発の差別化と新たな分野の製品開発

自社製品は、「組込みモジュール」、「画像処理モジュール」、「計測通信機器」に分類しておりますが、既存の要素技術の進化とともに、非可視光カメラのシリーズ化、CoaXPress製品のシリーズ化、更なる高性能・高速性の追求により、主力製品の拡張を目指してまいります。また、新分野の開拓とともに、さまざまな検査要求への対応、IoT・ビッグデータへの提案を行うことで、新たな価値を提供してまいります。

③ 顧客ニーズを満足する生産体制の更なる充実、新ビジネスモデル生産体制の構築

当社の主要顧客の一つである半導体製造装置関係の顧客は、業界特有の急激な需要変動を繰り返しており、加えて多品種変量生産でもあります。そのような状況下で、安定供給、コストダウン、生産リードタイム短縮、品質向上および環境負荷削減のご要求に応えることが求められております。そのため、継続的な設備投資と戦略購買による部材確保、製品構成の変化に伴う製造技術力の向上等により、生産体制を構築、進化してまいります。

#### ④ サステナビリティの推進

当社は、サステナビリティ基本方針を定め、長期的な企業価値向上と持続的成長に向けた取組みを強化しており、「お客様に価値を提供する製品づくり」、「事業を通じた環境問題への取組み」、「働く環境と社会への取組み」、「ガバナンスの強化」の4つのテーマに基づき、それぞれの重点課題を特定し、当社の基本姿勢を示し、取組んでおります。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

Image: section of the	分		年 度	第60期 (2018年4月1日) (2019年3月31日)	第61期 (2019年4月1日) (2020年3月31日)	第62期 (2020年4月1日) (2021年3月31日)	第63期 (2021年4月1日) (2022年3月31日)
売		上	高(千円)	7,699,368	7,821,705	8,537,004	9,795,834
経	常	利	益 (千円)	1,595,334	1,523,740	1,835,961	2,017,489
当	期	純 利	益(千円)	1,091,473	1,108,147	1,358,178	1,492,997
1 7	株当た	り当期純	帕利益 (円)	179.03	181.26	221.69	243.15
総	資	産	額(千円)	13,093,197	14,824,401	20,227,214	24,402,014
純	資	産	額(千円)	10,787,460	11,988,383	15,936,155	18,406,895

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期期首から 適用しており、第63期に係る財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用 した後の数値となっております。

### (6) 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

# (7) 主要な事業内容

当社は、産業用電子機器の開発・製造・販売および仕入販売が主な事業であり、主要製品は次のとおりであります。

区分	概	要	製	
(受 託 製 品) 〔半導体製造装置関連〕		資産を応用して、半導 した特注制御装置の開 おります。		
(受 託 製 品) (産 業 用 制 御 機 器)	用ロボット、NCコ 分析機器等広範囲	資産を応用して、産業 [作機械、部品実装機、 の分野へ特注制御装置 いカスタマイズ製品と ます。		
(受 託 製 品) (計 測 機 器)	の各種計測器のコ	資産を応用して、特注 ントローラ、通信機器 ・製造を行い特機製品 ります。		
(自 社 製 品) 〔組込みモジュール〕	性能MPUモジュート制御分野、の各別のの場所を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	信号を取り扱う、超高 能なアナログ入力モジ グ出力モジュール群も	<組込みモ ACPシリーズ APMシリーズ APXシリーズ <サポー VxWorks Linux ITRON Windows (ドライバ作成)	- FOS>

区分	概	要	製	8
(自 社 製 品) 〔画像処理モジュール〕	発されるお客様 Expressバスを持つ ール群、カメライン ール群、そのハート ーティリティー・ハ 形状測定ソフトウコ す。 また、パソコン様 理装置「ASIシリー 「ABA/ABLシリーフ 題を解決するソリニ	に画像処理装置を開 向にはに高処理装置をPCI の各種画像のでは の各種画のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは の名のでは ののでは の	<画像処理モ APXシリーズ <画像処理 ASIシリーズ <近赤外線 ABA/ABLシリー <画像処理ラ AZPシリーズ <各種ドライバ& SDKシリーズ	型装置> カメラ> ズ イブラリ>
(自社製品)(計測通信機器)	計測通信機器関連容量データの転送器 装置間・モジュールシステム構築を容易 ル通信モジュール郡 提供しております。	使の一つとしては、大時間設計を可能にし、 時間設計を可能にし、 し間の高速データ転送 別にした、高速シリア 样(GiGA series)を CI ExpressのBridge	<giga s<br="">APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ &lt;各種FPC PCI Express Br 高速シリアル IP 高速メモリ IP 各種画像処理 IP</giga>	GA IP>

区分	概	要	製製	
(自社製品関連商品)	ル、計測通信機器の ウェアおよび各事業	、画像処理モジュー 各事業の関連ソフト でシステムの一部と 類で構成されており	< 関連シスラ 会種産業用カメラ 会種産業用カメラ (開発パッ )	ラ ケージ> センス> do ss トウェア> ブラリ 辺機器>

# (8) 主要な営業所および工場

名称			P.	听 7	在 :	地	
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 本社・	町田事業所	東	京	都	町	$\blacksquare$	市
株式会社アバールデータ厚木	事業所	神	奈	JII	県 厚	木	市

# (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
185名	1名減

#### (注) 従業員数に臨時社員は含みません。

#### 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

23,500,000株

(2) 発行済株式の総数

7,417,842株

(3) 株主数

4,054名

#### (4) 大株主(上位10名)

		株	主	名				持株数	持株比率
								株	%
株	式	会	社	=			ン	646,700	10.51
ST	ATE STREE	ET BANK	AND TRU	JST COMP	ANY	5050	25	302,400	4.91
株	式会社[	3 本 カ	ストデ	イ銀行	(信	託口	])	210,800	3.42
佐	/	4	木	嘉	ī		樹	189,000	3.07
M	SIPC	LIE	n t s	ECUR	R I T	IE	S	179,300	2.91
嶋		村					清	175,600	2.85
ア	バ - )	ル グ ノ	ν – <del>.</del>	プ社員	持	株	会	158,711	2.58
NOF	RTHERN TRU	JST CO. (A	VFC) RE	009-0160	0 64-	326 (	CLT	146,800	2.38
レ	— <del>げ</del>	ー テ	ッ	ク 株	式	会	社	109,500	1.78
1	<u> </u>	ソ	ル 梯	式	Ê	<u>~</u>	社	107,000	1.73

- (注) 1 持株比率は、自己株式(1,267,807株)を控除して計算しております。
  - 2 2022年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、 グッドハート パートナーズ エルエルピー(Goodhart Partners LLP)が、2022年3月15 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末に おいて実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	持株数	持株比率	
グッドハート パートナーズ エルエルピー (Goodhart Partners LLP)	英国、WC2R OLT ロンドン、 ストランド393、クイーンズラ ンド ハウス	株 529,400	8.60	

(5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員を除く)	2,900株	4名
取締役(監査等委員)	400株	1名
社外取締役(監査等委員)	300株	3名

#### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況 該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に子会社の取締役および当社並びに子会社の従業員に交付した新 株予約権等の状況 該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年3月31日現在)

氏 名		地位および担当	重要な兼職の状況
菊地	豊	代 表 取 締 役 社 長	
広 光	勲	代 表 取 締 役 (営業部ゼネラルマネジャー)	東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 取締役
岩本	直 樹	取 締 役 (第二開発部ゼネラルマネジャー)	
熊澤	陽 —	取 締 役 管 理 本 部 経 営 戦 略 室 室 長)	
大 塚	忠彦	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
金子	健紀	取     締     役       (監     査     等     委     員)	金子公認会計士事務所 所長
橋 爪	規夫	取 締 役 (監 査 等 委 員)	株式会社NSD社外監査役
石塚	陽子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	石塚・小平法律事務所 共同代表

- (注) 1. 取締役 金子 健紀、橋爪規夫、石塚陽子の各氏は、社外取締役であります。
  - 2. 効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
  - 3. 取締役 金子 健紀、石塚陽子の両氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立 役員として同取引所に届け出ております。
  - 4. 監査等委員 金子 健紀氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。

当社役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は以下の決定方針を取締役会で決議しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他 社水準、社員とのバランス及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して 決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、基本報酬、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、毎年、一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が社外取締役の意見を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬(役員賞与):非金銭報酬(譲渡制限付株式)=5:4:1とする。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視するものとする。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役が年額5,000万円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額40百万円以内、監査等委員である取締役が年額10百万円以内と決議いただいております。

なお、第58期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は4名、監査等委員(社外取締役を除く。)は1名、監査等委員である社外取締役は2名、第60期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は3名、監査等委員(社外取締役を除く。)は1名、監査等委員である社外取締役は2名です。

#### ③ 取締役の個人別報酬等決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長である 菊地豊がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容 は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする事と決定しております。これらの権限を委任した 理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うに は代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が 代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されることから、取締役会はその 内容が決定方針に沿うものと判断しております。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議して決 定しております。

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の	対象となる役		
仅具色刀	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	員の員数(名)
取締役(監査等委員を除く)	125,349	61,602	52,500	11,246	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	32,713	16,259	13,800	2,653	5
(うち社外取締役)	(13,623)	(6,570)	(6,000)	(1,053)	(4)
合 計	158,062	77,862	66,300	13,900	9

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、 各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現 金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給しております。

なお、当期純利益は1,492,997千円となります。

#### ⑥ 非金銭報酬等の内容

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、 株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付して おります。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2.株式に関する事項に記載のとおりです。

#### (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 取締役(監査等委員)金子健紀氏は、金子公認会計士事務所所長を兼務して おります。なお、当社と金子公認会計士事務所との間に特別な関係はありま せん。

取締役(監査等委員)石塚 陽子氏は、石塚・小平法律事務所共同代表を兼務しております。なお、当社と石塚・小平法律事務所との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況 取締役(監査等委員)橋爪規夫氏は、株式会社NSD社外監査役を兼務して おります。なお、当社と株式会社NSDとの間に特別な関係はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役(監査等委員)金子 健紀	第63期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席(出席率:100%) ・監査等委員会14回開催中14回出席(出席率:100%) 公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役(監査等委員)橋爪 規夫	第63期の出席状況 ・取締役会10回開催中10回出席(出席率:100%) ・監査等委員会10回開催中10回出席(出席率:100%) 他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。
取締役(監査等委員)石塚 陽子	第63期の出席状況 ・取締役会10回開催中10回出席(出席率:100%) ・監査等委員会10回開催中10回出席(出席率:100%) 弁護士としての豊富な法律に関する知見に基づき発言を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28,000千円

- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,000千円
- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人より提出された監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、①の金額に はこれらの合計額で記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められた場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
  - ② 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・ 監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。
  - ③ 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。
  - ④ 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
  - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断する ことを目的として、行動規範において反社会的な個人・団体との関係の禁止 を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対し ては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度 で対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に 保管及び管理(廃棄含む)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程 等の見直しを行う。
- ② 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等 委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- ② 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に 努める。
- ③ 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は 速やかに取締役会に報告する。
- ⑤ 企業活動の継続性 (Business Continuity Plan) の観点から、大規模災害時 における全社的な対応を検討する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的(月次)に取締役会で各業務状況を報告する。
- ③ 取締役等で構成される経営会議を定期的(月次)に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- ④ 代表取締役社長の指示のもと、毎期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

#### (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
- ② 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の 適正を確保する。
- ③ 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
- ④ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に 関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関 する事項
  - ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
  - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
  - ③ 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (7) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
  - ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、監査等委員会の 定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることと する。
  - ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
    - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
    - 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
    - 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
    - ・ リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況
- (8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたと きは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### (10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- ② 必要な場合には、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等) との意思疎通を図れる体制を確保する。

#### (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法 に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常 に適正な財務報告を行う。

#### 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査等委員は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、監査等委員、会計監査人および内部監査室等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

#### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも考慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。そして将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、配当性向35%を基本に株主の皆様への成果配分を行ってまいります。

# **貸 借 対 照 表** (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

	 の 部	 負	(単位:千円) の 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,564,313	流動負債	3,297,830
現金及び預金	5,797,745	   支 払 手 形	1,580,934
受 取 手 刑	153,924		
売掛金	1,377,729	掛金金	900,497
契 約 資 商	56,114	未 払 金	98,816
電子記録債権	494,194	未払費用	41,318
有 価 証 券		   未 払 法 人 税 等	296,668
商品及び製品			
│ 仕 掛		預 り 金 	8,826
原材料及び貯蔵品		契 約 負 債	13,744
前渡		   賞 与 引 当 金	290,724
前払費用			
未 収 入 氢		役員賞与引当金	66,300
未収消費税等		固定負債	2,697,289
		   繰 延 税 金 負 債	2,695,059
│ 固 定 資 産 │  有 形  固 定 資 <i>6</i>	11,837,701 1,790,482	   役員退職慰労引当金	2,230
		<b>負 債 合</b> 計	
機械及び装置		株主資本	11,952,575
工具、器具及び備品			
   <u>+</u>		資本剰余金	
無形固定資産	36,789	資本準備金	2,444,942
ソフトウェブ	33,302	その他資本剰余金	
電話加入権	3,487	利 益 剰 余 金	7,974,247
投資その他の資産	10,010,429	利 益 準 備 金	86,674
投資有価証券	9,955,577	その他利益剰余金	7,887,573
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	7,887,573
前 払 年 金 費 月	21,987	自 己 株 式	△911,168
会 員 椎	8,472	評価・換算差額等	6,454,319
差入保証金		その他有価証券評価差額金	
そ の 他		純 資 産 合 計	
資産         合計	24,402,014	負債・純資産合計	24,402,014

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

			(単位・下円)
科 目		金	額
売 上	高		9,795,834
売 上 原	価		6,302,189
売 上 総 利	益		3,493,644
販売費及び一般管理	費		1,566,921
営 業 利	益		1,926,723
営業外収益			
受 取 利	息	91	
受 取 配 当	金	87,554	
受 取 賃 貸	料	353	
助 成 金 収	入	723	
その	他	2,437	91,160
営 業 外 費	用		
為替差	損	247	
支 払 手 数	料	146	393
経常利	益		2,017,489
特別利益			
投資有価証券売去	〕益	12,858	12,858
特別 損失			
固定資産除却	損	1,406	1,406
税 引 前 当 期 純 利	益		2,028,941
法人税、住民税及び事	業税	529,081	
法人税等調整	額	6,862	535,943
当 期 純 利	益		1,492,997

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

			株		<b>本</b>		
		資 本 乗	制 余 金	利益乗	割 余 金		
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝本华彌立	ての肥貝本利木並	利益华/開立	繰 越 利益剰余金		
2021年4月1日残高	2,354,094	2,444,942	66,079	86,674	6,915,747	△936,773	10,930,765
会計方針の変更による累積的影響額					13,193		13,193
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	2,354,094	2,444,942	66,079	86,674	6,928,940	△936,773	10,943,958
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△534,364		△534,364
当 期 純 利 益					1,492,997		1,492,997
自己株式の取得						△296	△296
自己株式の処分			24,379			25,901	50,281
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	24,379	_	958,633	25,605	1,008,617
2022年3月31日残高	2,354,094	2,444,942	90,459	86,674	7,887,573	△911,168	11,952,575

	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	純資産合計	
2021年4月1日残高	5,005,390	15,936,155	
会計方針の変更による累積的影響額		13,193	
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	5,005,390	15,949,348	
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△534,364	
当 期 純 利 益		1,492,997	
自己株式の取得		△296	
自己株式の処分		50,281	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,448,929	1,448,929	
事業年度中の変動額合計	1,448,929	2,457,546	
2022年3月31日残高	6,454,319	18,406,895	

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

- (2) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ② 原材料…………月次総平均法
- ③ 仕掛品………個別法
- ④ 貯蔵品……最終仕入原価法

8年

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15~38年

機械及び装置

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(2) 賞与引当金

従業員(使用人兼務役員の使用人部分を含む)賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として算定計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務を上回っており、投資その他の資産に「前払年金費用」を 計上しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

2006年6月開催の株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議し、 これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金については、取締役の退任時において支給すること といたしました。このため、当該決議時点までに発生している支給予定額を計上しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 自社製品

自社製品では主に、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

#### (2) 受託製品

受託製品のうち、顧客と合意した要求仕様に基づき製造した製品を納品する開発業務については、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

受託製品の開発業務以外については自社製品と同様の方法に基づいて収益を認識しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。また、顧客と合意した要求仕様に基づき製造した製品を納品する開発業務については、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は115,921千円減少し、売上原価は108,037千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,883千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は13,193千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度から「流動資産」に「契約資産」を新たに表示し、前事業年度において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

#### (時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

#### (貸借対照表)

前事業年度、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「出資金」及び「従業員に対する長期貸付金」並びに「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「投資その他の資産」の「出資金」及び「従業員に対する長期貸付金」並びに「長期前払費用」に含まれている額はそれぞれ160千円、一千円及び1,518千円です。

また、前事業年度、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。前事業年度の「差入保証金」の額は1,134千円です。

#### (会計上の見積りに関する注記)

開発業務における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高258,629千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

開発業務における収益の認識は、「6. 収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、見積総原価を用いたインプット法を適用しております。

開発業務における見積総原価は、契約ごとに個別性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する材料費・工数等に基づき算定しているため、原材料費の変動や、顧客要望の追加または変更により当初の見積以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

原材料費の変動や仕様の追加又は変更等により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 74,695千円 短期金銭債務 450千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,358,370千円

## (損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「注記事項(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

売上高136,275千円仕入高36,084千円販売費及び一般管理費6,596千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 7,417,842株

#### 2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	1,287,211	116	19,520	1,267,807

#### (変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

増加株式数のうち、81株は、単元未満株式の買取により増加したものであり、35株は譲渡制限付株式の無償取得によるものとなります。

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

減少株式数のうち 9,900株は、「アバールグループ社員持株会専用信託口」(以下「信託口」)から「アバールグループ社員持株会」への譲渡による減少であります。

また、減少株式数 3,600株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少であり、6,020株は 社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとして自己株式の処分による減少によるものとなります。

なお、(追加情報) に記載のとおり、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しており、 株主資本等変動計算書の「自己株式」に含めて表示しております。信託口が所有する当社株式(自己 株式) 数は、当事業年度期首において 9.900株、当事業年度末現在においての残高はございません。

## 3.剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配 当 金 の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6定時株		普通株式	294,745	48.00	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年1取締	1月11日 役 会	普通株式	239,619	39.00	2021年9月30日	2021年12月7日

- (注) 基準日が2021年3月31日の「配当金の総額」には、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(自己株式)に対する配当金475千円を含んでおります。また、基準日が2021年9月30日の「配当金の総額」には、269千円を含んでおります。
  - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

決	議	株式の種類	配 当 金 の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6定時株	5月23日 主総会	普通株式	282,901	46.00	2022年3月31日	2022年6月24日

# (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

Ender A Company of the Company of th	1/57/170/
	(単位:千円)
(繰延税金資産)	
棚卸資産評価損	19,728
賞与引当金	88,967
未払事業税	22,127
役員退職慰労引当金	682
投資有価証券評価損	27,196
関係会社株式評価損	1,425
土地	47,402
その他	30,614
繰延税金資産小計	238,144
評価性引当額(注)	△84,663
繰延税金資産合計	153,481
(繰延税金負債)	
前払年金費用	6,728
その他有価証券評価差額金	2,841,811
繰延税金負債合計	2,848,540
繰延税金負債純額	2,695,059
ソキッケウ カガン・コーニ ホールコンノウン	4 4FOTE(計) 1 マヤリ

- (注) 当事業年度の期首より、評価性引当金が、4,450千円減少しております。これは預り金に係る評価性引当額の減少となります。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

	(単位:%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4
役員賞与損金不算入額	1.0
住民税均等割	0.3
税額控除	△4.6
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4

#### (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

金融商品に対する取組方針は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達 については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために 将来的に利用する場合もありますが、現時点ではデリバティブは全く行わない方針です。

# (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」において、アバールグループ社員 持株会専用信託口が当社株式を購入する目的で借り入れたものであります。当該借入金は変動金利 であるため、金利の変動リスクに晒されております。なお、当事業年度において、「信託型従業員 持株インセンティブ・プラン」の制度が終了し、借入残を全額返済しているため、長期借入金はご ざいません。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。主要な取引先の信用状況を定期的に把握し財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手 許流動性の検証・維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

# 当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	99,986	99,986	
(2) 投資有価証券	9,900,929	9,900,929	_
(3) 差入保証金	22,714	22,714	_
資産計	10,023,629	10,023,629	_

- (※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「未収消費税等」「支払手 形」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、短期間で決済さ れるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計 上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	54,648

# (注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

## 当事業年度(2022年3月31日)

	1 年以内(千円)
現金及び預金	5,797,745
受取手形	153,924
売掛金	1,377,729
電子記録債権	494,194
未収入金	34,021
その他有価証券のうち満期があるもの (財投機関債)	99,986
合計	7,957,602

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

## 当事業年度(2022年3月31日)

区分	時価 (千円)						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券及び投資有価証券							
その他有価証券							
株式	9,900,929	_	_	9,900,929			
国債・地方債等	99,986	_	_	99,986			
資産計	10,000,915	_	_	10,000,915			

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

#### 当事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
差入保証金	_	22,714	_	22,714		
資産計	_	22,714	_	22,714		

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

# 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債等は 活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 差入保証金

差入保証金は、主に、営業拠点の事務所として差し入れたものとなります。想定した賃貸借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、時価評価しており、レベル2に分類しております。

# (持分法損益等に関する注記)

(単位:千円)

関連会社に対する投資の金額	0
持分法を適用した場合の投資の金額	15,801
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9,740

### (関連当事者との取引に関する注記)

## 主要株主等

種	重 類	会社等 の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	生人主	株式会社	東京都	65.476	精密、光学 機 器 の 製	(所有) 直接 0.0	当社製品の	電子機器	717,848	売掛金	130,806
要	操主	ニコン	港区	05,470	機器の製造、販売	(被所有) 直接 10.5	販売	の販売	/1/,040	電子記 録債権	228,978

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 電子機器の販売については、総原価を勘案して見積価格を提示し、製品ごとに価格交渉の 上決定しております。

# (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報主要な財又はサービスのライン

(単位:千円)

	報告セク	Δ≡↓	
	受託製品	自社製品	合計
半導体製造装置関連	5,452,289	_	5,452,289
産業用制御機器	626,945	_	626,945
計測機器	287,101	_	287,101
組込みモジュール	_	375,091	375,091
画像処理モジュール	_	1,712,819	1,712,819
計測通信機器	_	1,287,450	1,287,450
自社製品関連商品	_	54,136	54,136
顧客との契約から生じる収益	6,366,336	3,429,497	9,795,834
外部顧客への売上高	6,366,336	3,429,497	9,795,834

# 収益認識の時期

(単位:千円)

	報告セク	ブメント	<b>∆</b> ≣∔	
	受託製品	自社製品	合計	
一時点で移転される財	6,153,179	3,384,025	9,537,205	
一定の期間にわたり移転する財	213,156	45,472	258,629	
顧客との契約から生じる収益	6,366,336	3,429,497	9,795,834	
外部顧客への売上高	6,366,336	3,429,497	9,795,834	

# 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約債権及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度(2022年3月31日)			
	期首残高	期末残高		
顧客との契約から生じた債権	1,248,843	1,377,729		
契約資産	117,500	56,114		
契約負債	1,727	13,744		

当社は、進行中の開発業務に対する対価に対して契約資産を計上しております。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振替ます。また、顧客からの前受対価に対して契約負債を計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,727千円であります。

## (2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2.992円97銭

2. 1株当たり当期純利益

243円15銭

#### (追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)

#### ① 取引の概要

当社は、2017年9月21日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「アバールグループ社員持株会専用信託口」(以下「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、本プランを導入後4年間にわたり「アバールグループ社員持株会」(以下「本持株会」といいます。)が取得すると見込まれる規模の当社株式42,200株を予め取得いたします。その後、従持信託から本持株会に対して毎月当社の株式を売却いたします。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証の銀行借入を行っております。

信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額等が累積した場合には、当該株式売却益相当額等が 残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式 売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残高について、責任財産限定特約付 金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することとなります。

なお、当社は、2011年5月に本制度を導入しましたが、本制度が2017年6月に終了したことから再導入したものであります。

#### ② 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

#### ③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度期首は、18,988千円、9,900株となっておりましたが、当事業年度末までに、当社株式 42,200株すべて売却が終了したため当事業年度末の計上額はございません。

#### ④ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度期首は、4,450千円となっておりましたが、当事業年度末は全額返済しており残高はございません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社アバールデータ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 石 川 喜 裕

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 佐 藤 元

# 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバールデータの2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。各監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

# 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)並びにその附属明細書について検討いたしました。

# 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正し く示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

2022年5月25日

株式会社アバールデータ監査等委員会 常勤監査等委員 大塚忠彦 印 監査等委員金子健紀 印 監査等委員橋 爪規夫 印 監査等委員石塚陽子 印

(注) 監査等委員金子健紀及び橋爪規夫並びに石塚陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

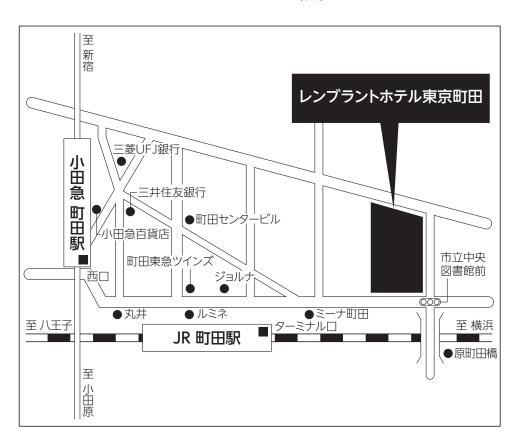
以上

\X	Ŧ	欄〉					
			_	_	_		

〈メ モ	欄〉		

# 第63期定時株主総会会場ご案内図

■会 場/東京都町田市原町田三丁目2番9号 レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間 TEL 042-724-3111 (代)



- ■交 通/JR横浜線 町田駅 (ターミナルロ) より 徒歩2分 小田急線 町田駅 (西口) より 徒歩10分
- ■レンブラントホテル東京町田は、町田市立中央図書館と隣接 しております。

